

2. 各地の動物救護活動

2. 各地の動物救護活動

(1) 熊本県及び熊本市における動物救護活動

本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した熊本地震における被災動物救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、県または政令市ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成28年10月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの自治体についても項目記号と項目名を以下の(ア)～(タ)に統一しています。ただし、一部の質問については該当しない自治体もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

《本項の項目》

- (ア) ペットの被災状況
 - (イ) ペットの避難・救護の経緯
 - (ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況
 - (エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況
 - (オ) 現地動物救護本部等の立ち上げと動物救護体制
 - (カ) 避難所におけるペットの受入れ状況
 - (キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動
 - (ク) 飼い主からの一時預かり
 - (ケ) 新しい飼い主への譲渡
 - (コ) 所有者明示等の実施状況
 - (サ) ボランティアの活動状況
 - (シ) 支援物資の受入れ、提供体制
 - (ス) 資金の確保、義援金の募集、配布
 - (セ) 広報・普及啓発活動
 - (ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用
 - (タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況
- 動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

(イ) ペットの避難・救護の経緯

月日	動物の避難・救護に係る対応状況
4月26日～ 5月1日	避難所実態調査
5月12日～5 月18日	関係市町村に対し、仮設住宅でのペット受入れ要請説明
6月3日～3 月31日	仮設住宅入居者への支援物資提供（ケージ等）
8月31日～ 12月1日	仮設住宅でのペット飼育・健康管理相談会の開催
6月18日～ 3月20日	熊本県動物管理センター譲渡会の開催
7月15日～ 3月1日	自治体間譲渡の実施

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

熊本県では、災害時の同行避難や避難所におけるペットの受入れ方針について、市町村向けに「ペット受入に関する避難所運営の手引き」を平成28年3月に作成し、同年4月に県下全市町村に配布する予定でした。災害時の避難所設置や運営の際は、国のガイドラインと併せて市町村向けに作成したこの手引きを参考活用していただくとともに、モデル市町村を設定してペットの同行避難訓練等の実施を予定していましたが、その前に熊本地震が発生したため、記載内容が市町村に周知されませんでした。また、災害時の動物救護活動に関するマニュアルに関しても平成28年度中の策定を目指し、平成27年度から取り組んでいるところでした。

外部組織との関係では、(一社)熊本県獣医師会との間で、負傷した被災動物への応急手当に関する事、被災動物の保護や収容、及び健康管理(健康相談を含む)に関する事、被災動物に関する情報提供に関する事、施設、設備や物資の供給、その他必要な災害業務に関する事についての協定を結んでいました。

また災害時には、動物救護活動の拠点とする施設として、熊本県動物管理センターをこれに充てることに取り決めてありました。

(エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

熊本県の地域防災計画にはペットの受入れに係る以下の記載があります。

- ・避難所：「必要に応じ、市町村は、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。」
- ・仮設住宅：「必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。」

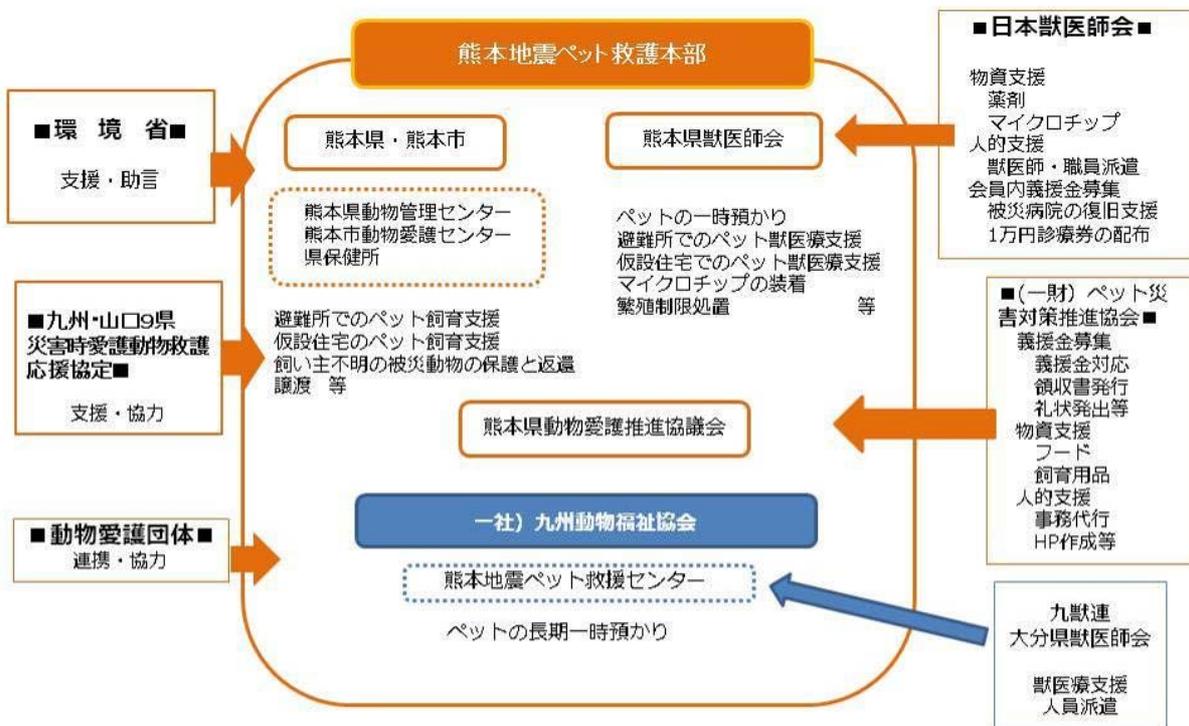
(オ) 現地動物救護本部等の立ち上げと動物救護体制

熊本県では、熊本県内の被災地域での動物救護活動のため、関係機関の連携により「熊本地震ペット救護本部」が平成 28 年 5 月 27 日に立ち上がりました。

【構成団体名（役割）】

- ・（一社）熊本県獣医師会（獣医療の提供）
- ・熊本県（迷子・負傷動物の保護）
- ・熊本市（迷子・負傷動物の保護）
- ・（一社）九州動物福祉協会（長期一時預かり）
- ・動物愛護推進員（被災者支援）

【組織図】



熊本地震ペット救護本部資料より

【設置要綱】

熊本地震ペット救護本部設置要綱

(設置目的)

第1条 熊本地震ペット救護本部（以下「救護本部」という。）は、熊本地震で被災したペット（犬、猫等、以下「被災動物」という。）の救護や、その飼育者への支援を円滑に行うために設置する。

(活動内容)

第2条 救護本部は次の活動を行う。

- ①被災動物への医療支援
- ②被災動物の保護・管理に関する支援
- ③避難所、仮設住宅等における被災動物支援
- ④環境省への支援要請、情報提供
- ⑤動物愛護団体等への支援要請、情報提供
- ⑥その他、前条の目的のために必要な事業

(本部構成と職務等)

第3条 救護本部は、次の団体をもって構成し、本部長を（一社）熊本県獣医師会会長とする。

- ①（一社）熊本県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）
- ②熊本県（健康危機管理課）
- ③熊本市（熊本市動物愛護センター）
- ④（一社）九州動物福祉協会
- ⑤その他、必要と認めた団体。

2 本部長は救護本部会議を開催する。

(事務局)

第4条 事務局は、県獣医師会及び熊本県健康危機管理課が担当する。

(救護本部の設置及び活動期間)

第5条 救護本部の活動期間は、平成28年5月27日から、救護本部会議が定めた期日までとする。

(活動内容の公表)

第6条 救護本部の活動内容については、積極的に公表する。

(その他)

第7条 この要項に定めるほか、救護本部の活動や運営に必要な要綱は別に定める。

(附則)

第一次改正

この要綱は、平成28年6月2日から施行する。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

熊本県では原則、平成 28 年 10 月 31 日までに熊本県内の保健所で保護された全ての動物を被災ペットとして取り扱う取り決めの下で、住民等からの通報や地域巡廻での捕獲、持込み、引取（主に猫）による動物を収容していました。保護収容した犬、猫の頭数の合計は犬 861 頭、猫 1163 頭でした（表 2-1-1）。

各保健所に保護収容した被災ペットは、熊本県動物管理HPへの掲載やボランティア等の協力による避難所・コンビニ等への情報の掲示によって飼い主を探しました。保護収容された犬、猫のうち元の飼い主が判明し返還された頭数は、犬 235 頭、猫 5 頭でした。

表 2-1-1

	平成 28 年					
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	184	165	97	188	97	130
猫	265	213	214	185	146	140

(ク) 飼い主からの一時預かり

熊本県では、飼い主からの一時預かり相談について、発災当初は、(一社)熊本県獣医師会との災害協定の基づき、県獣医師会が窓口となっておりました。「熊本地震ペット救護本部」の設立後は、救護本部を窓口としており、預かり先は本部の構成団体である(一社)九州動物福祉協会が運営する熊本地震ペット救援センター(大分県玖珠郡九重町)としました。預かり期間の上限を初回は3ヶ月とし、その後は、1ヶ月ごとに更新できることとしていました。また、救護本部の方針として、一時預かり施設の役割を、生活再建に向けてペットとどのように関わっていくかを考える期間、準備する期間としており、無期の預かりや目処がつかない長期的な一時預かりは、動物福祉の観点からも好ましくないため行わないことを説明し、預かりました。

一時預かりにあたっての費用は無料でしたが、登録犬であること、不妊去勢を実施すること(後に任意)、ワクチンの接種、ノミ・ダニの駆除を行うことが預かる条件となっていました。「熊本地震ペット救援センター」での各月の預かり頭数(熊本市分を含む)は以下のとおりで、3月末までの合計は犬 37 頭、猫 18 頭でした（表 2-1-2）。

表 2-1-2

	預かり頭数									
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
犬	7	9	12	12	14	9	23	23	21	20
猫	4	6	11	13	12	12	12	10	10	6

(ケ) 新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

熊本県では、放浪・負傷動物として行政が保護したペット（犬 861 頭、猫 1163 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 235 頭、猫 5 頭については元の飼い主が見つかり、返還することができました。

b. 譲渡

収容後の公示期間（2 週間以上）を経過しても元の飼い主が現れず飼い主が判明しなかったペットは譲渡対象とし、そのうち犬 487 頭、猫 772 頭が新たな飼い主に譲渡されました。熊本県では、譲渡を促進するために、熊本県動物管理センターで譲渡会を 10 回開催したほか、熊本県動物管理 HP で譲渡動物の紹介をし、譲渡対象のペットを紹介したチラシ等を作成して、ボランティアの協力で店舗等に掲示するとともに、県内の譲渡団体の協力により、県内外への譲渡を広く行うことができました。

また、県外自治体へ被災ペットの受入れをお願いし、延べ 17 自治体で犬 28 頭、猫 55 頭を受け入れていただき、ほとんどの動物が譲渡されました。

しかし、飼い主への返還や譲渡ができなかった犬 19 頭、猫 1 頭については、引き続き譲渡先を探しています。

なお、譲渡後に元の飼い主が判明した場合に備え、新たな飼い主への譲渡時には、元の飼い主が判明した場合は、速やかに元の飼い主へ手渡す旨の誓約書を交わしています。

(コ) 所有者明示等の実施状況

熊本県動物管理センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップの装着等、何らかの所有者明示がされていたペットは犬 204 頭、猫 5 頭でした（表 2-1-3）。そのうち犬 27 頭で飼い主が判明しました（表 2-1-4）。

表 2-1-3 所有者が明示されていたペットの頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	204 頭	0 頭	2 頭	4 頭	3 頭
猫	5 頭	0 頭			0 頭

表 2-1-4 所有者明示を行っていたことにより、飼い主が判明した頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	27 頭	0 頭	1 頭	4 頭	2 頭
猫	0 頭	0 頭			0 頭

(サ) ボランティアの活動状況

熊本県では、動物救護活動を行うボランティアとして、熊本県動物愛護協議会委員と動物愛護推進員に協力を依頼しました。ボランティアの役割は、被災ペット用の支援物資の配布や、被災者のペット飼養に関する相談への対応でした。のべ3名のボランティアが活動に参加しましたが、ボランティアの受入れに関する事前準備ができていなかったため、人員確保が困難な面もありました。

(シ) 支援物資の受入れ、提供体制

熊本県では、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき各自治体から支援物資の提供を受けたほか、インターネットやテレビを活用した支援物資の提供の呼びかけ、ペット災対協への協力要請等により支援物資を調達しました。支援物資は、保健所や動物管理センターを起点として、市町村やボランティアを通じて、避難所や被災者へ配布されましたが、一時期に大量な支援物資が提供され、保管場所の確保が難しく、また仕訳作業員が不足する場面もありました。

支援物資のうち、テント、キャリーケース、毛布、ボブハウスが役だった一方、物資の保管や運搬に必要な運営資金が不足していました。

(ス) 資金の確保、義援金の募集、配布

熊本県の動物救護活動は県の予算と熊本地震ペット救護本部から配布される義援金により行われました。自治体の予算はその使用に当たっては予算化が必要なため、必要なときに必要なものが準備しにくかった面もありました。

(セ) 広報・普及啓発活動

熊本県では避難所において、インターネットを活用した広報やポスター・チラシを用いた動物救護に関する広報・普及啓発活動を行ったほか、仮設住宅ではボランティアがチラシを全戸に配布しました。しかし、人員不足のために十分な情報が提供できなかった面もありました。

(ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本県では、環境省が平成25年6月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を活用して動物救護対策をとりました。このガイドラインでは、過去の震災での対応事例や、ペットの救護活動に係る各種様式が役立った一方で、熊本地震ペット救護本部の運営や県レベル、政令指定都市レベル、災害の種類や規模等に応じた対応等の内容を盛り込んでほしいとの意見がありました。

(タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本県では、熊本地震での経験を踏まえて動物救護活動で課題となった点について改善策を検討しているところです。

動物救護活動全体について ～熊本県からのコメント～

<特に効果的だった点>

○九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく自治体間支援

避難所におけるペット同行実態調査を実施。併せて仮設住宅等におけるペットとの同居希望調査についても実施。希望調査結果は、市町村に行った仮設住宅におけるペットの受入れに関する要請の基礎資料にもなった。

4月14日の発災直後から、自治体からの支援物資が提供されたため、交通が遮断される前のある程度の物資を確保できた。

○益城町総合体育館避難所に併設されたペットの飼養施設に対する運営支援(ワンニャンハウス)

飼い主に対する適正飼養の啓発だけでなく、避難者の交流の場ともなり、被災者の心の支援にも繋がった。

○獣医師会との連携

事前に「災害時の動物救護に関する協定」が締結されていたため、救護活動の協力体制がスムーズだった。

○仮設住宅へのペット受入要請

仮設住宅を設置する予定の全市町村に対し、ペットの受入れに対する要請を行い、併せて、入居後に行われる飼い主への支援に関する説明も行ったことで、全ての市町村の仮設住宅がペットを受入れた。

○「熊本地震ペット救護本部」の設置

長期一時預かり施設の確保ができた。

一時預かりの相談窓口が設置されたことにより、ペットの健康管理・飼養管理に関する窓口が一元化された。

仮設住宅の入居者に対し、行政・獣医師会・動物愛護推進員等の支援チームにより、ペットの飼養や健康管理等に関する相談への総合的な対応が実施できた。

<特に対応に苦労した点>

○事前に救護ボランティア登録制度を確立していなかったため、ボランティアと行政との連携による被災者支援がスムーズに行えなかった。

○多岐にわたる業務が一度に進行し、スタッフも不足していたため、情報整理と被災者への発信がスムーズに行えなかった。

○発災直後から、各種団体が支援や状況確認のため次々と来庁され、その対応に追われた。

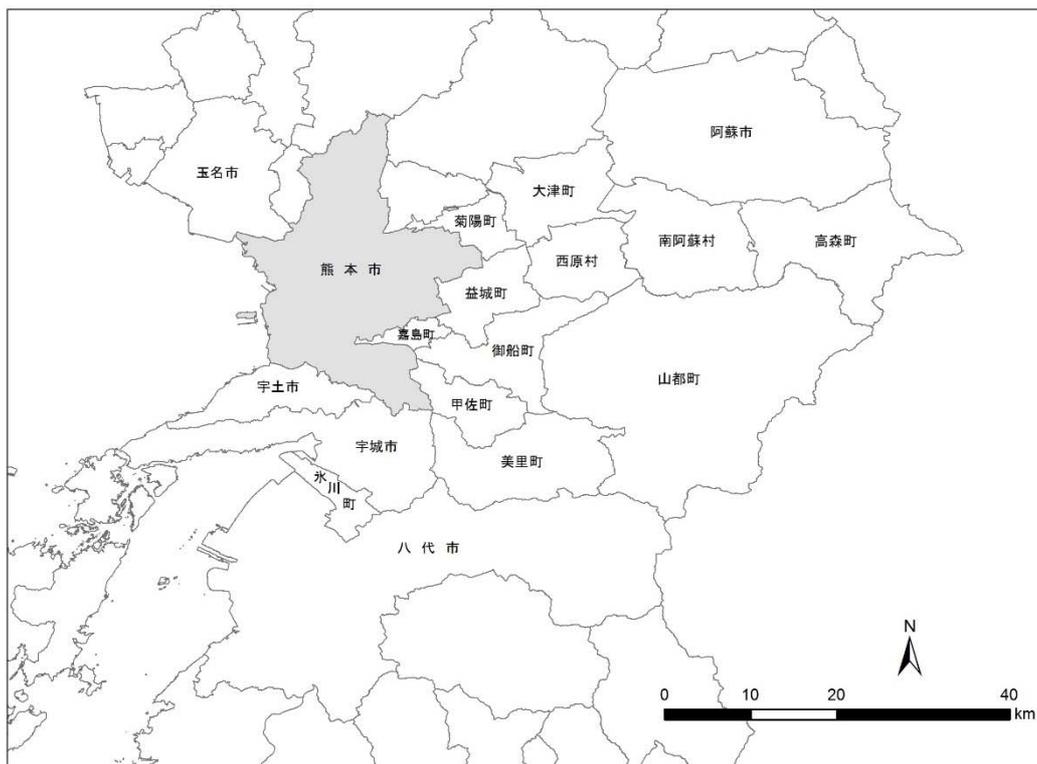
<今後特に必要と考える点>

○事前ボランティアの登録、研修制度。救護組織の確立。

○行政間の統一化した広域的な支援体制の整備。

○行政は、義援金の受入れやその活用に関する制約が多いため、自由度がより高く義援金の受入れ態勢やその活用が可能となる公的組織の編成。

② 熊本市



(ア) ペットの被災状況

熊本市においては、市内全域が災害救助法の対象区域に指定されました。熊本市における平成 27 年度末時点での狂犬病予防法に基づく犬の登録数は 34,599 頭に上ります。なお、猫については、震災前の飼養頭数などの詳細は分かっていません。熊本県と同様に詳細は分かっていませんが、地震の揺れによって外に飛び出して怪我をしたり、逃げ出して迷子になったペットがいたことが分かっているほか、地震で神経質になり体調を崩したペットが数多くいたことが分かっています。



熊本市動物愛護センター被災状況

[写真提供：熊本市]

(イ) ペットの避難・救護の経緯

月日	動物の避難・救護に係る対応状況
4月15日 ～	不明・保護犬猫の情報受付 犬・猫の引取り
4月16日 ～	物資の配布
4月20日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡（北九州市） 避難所のペット飼養状況調査・見守り開始
4月27日 4月28日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡（中国・四国・近畿 26 都 市）
5月9日	避難所での犬・猫（緊急）一時預かり事業開始（9月末日終了）
5月27日	熊本地震ペット救護本部立ち上げ
5月28日 ～	仮設住宅申込み説明会
6月21日 ～	仮設住宅入居説明会
7月9日～	仮設住宅自治会打合せ 仮設住宅でのペットの健康相談・しつけ教室の開催

(ウ) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

熊本市では、災害時の同行避難や避難所・仮設住宅におけるペットの受入れ方針について、「熊本市地域防災計画」内に「避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力とその状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。」と記載されていました。また、「避難場所開設・避難所運営マニュアル」内に同行避難した際の注意点等を記載していました。

外部組織との協定については、（一社）熊本県獣医師会熊本市支部と被災動物の健康管理・治療、一時保護等の救援活動について、株式会社プロミクロス（現 シグニ株式会社）及び 熊本県畜産農業協同組合連合会と救援活動に必要な医薬品等の迅速、安定的な物資供給について協定を結んでいました。

災害時に動物救護活動の拠点とする施設としては、被災動物救援センター（動物愛護センター内）をあらかじめ取り決めていました。

(エ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

熊本市では、地域防災計画に以下の記載がされています。

- ・避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力とその状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。
- ・市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などの愛玩動物を家族の一員として共に暮らす方が増えている。被災の恐れのある場合または災害発生直後には、犬猫同伴で避難することが想定される。避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そこで、犬猫の飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。

1 方法

- (1) パンフレットの配布
- (2) 啓発教育講座の実施

2 内容

- (1) 災害に対する日頃の備えと心構え
- (2) ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知
- (3) 預け先の確保

(カ) 避難所におけるペットの受入れ状況

a. 箇所数・頭数

熊本市では、指定緊急避難所 265 ヶ所、拠点避難所 22 ヶ所が設置されました。

ペットの受入れ状況については、指定避難所については数が多いため、全体の把握はできませんでしたが、拠点避難所は 22 ヶ所中、12 ヶ所で同行避難者が確認されています(平成 28 年 6 月 14 日時点)。

b. 条件・ルール

熊本市では、ペットの受入れは各避難所の管理者(自治会長、学校長等)の判断に任せられていたため、避難所ごとにルールが設定されていました(無いところもあった)。

内容としては、以下のようなものがありました。

- ・ 体育館の 2 階部分を同行避難者専用スペースとし、1 階の一般の避難者と居住スペースを分けていた。
- ・ 避難所内の移動の際は、必ずペットはキャリー、クレート等の中に入れるか、リードをつけて抱っこする(床を歩かせない)。
- ・ 避難所内では原則、ペットはケージ等の中に入れる。出している時は必ずリードをつけ、飼い主が離れないようにする。
- ・ ペット関連のゴミ(排泄物など)は、専用のゴミ箱に捨てる。
- ・ 同行避難者用スペースを出入りする際は必ず、手を備え付けの消毒剤で消毒する。
- ・ ペットは避難所屋外の屋根付きのスペースで、ケージに入れた状態で飼養し、屋内に入れることは不可。

c. 設定期間

居住スペースやゴミ捨て等に関して、きちんと人と動物の区別をつけることで、衛生面に配慮するとともに、動物が苦手な方にも安心感を与えるための措置としてルールが定められていました。

d. 配慮・支援

<避難所ごとに行っていたこと>

- ・ 避難所そばの屋根付き駐輪場をペット飼養スペースにしていた。
- ・ 教室の一部を同行避難者専用の部屋にしていた。

<熊本市動物愛護センターと動物愛護推進協議会が協力して行ったこと>

- ・ 動物愛護推進員によるペットの悩み相談。
- ・ ペット用物資の無料配布。
(フード、ペットシート、ウェットティッシュ等)
- ・ ケージ、キャリー、クレートの貸し出し。
- ・ 開業獣医師によるペットの無料健康相談。

(キ) 放浪動物・負傷動物の救護活動

熊本市では、保護収容するペットの基準を放浪犬、負傷した犬猫と定め、市民等からの通報により、動物愛護センター職員が現地にて保護又は保護主の持込みによる保護収容を行っていました。保護収容した犬、猫の頭数の合計は犬 233 頭、猫 242 頭でした（表 2-1-5）。

また、保護収容したペットは熊本市動物愛護センターに収容され、新しい飼い主への譲渡開始日を平時より延長する対応が取られました。保護収容された犬、猫のうち元の飼い主が判明し返還された頭数は、犬 165 頭、猫 6 頭でした。

表 2-1-5

	平成 28 年						
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	54	43	34	14	33	26	29
猫	33	56	63	28	19	22	21

(ク) 飼い主からの一時預かり

熊本市では、飼い主からの一時預かりを受け付けており、預かり先は宇土市にある一般の愛犬訓練学校としました。受入れ条件を平成 28 年熊本地震により被災して避難中の熊本市民で、自らの健康上の理由等により一時的に自身が所有する犬猫の飼養が困難となった者が所有する犬猫の一時的な預かりを希望する場合とし、預かり期間を原則として 1 ヶ月以内と定めていました。

一時預かりを行うにあたっての費用は無料とし、ワクチン未接種のペットについては預かり時に摂取を行ったほか、「犬猫の一時預かり承諾書」を取り交わしました。10 月末までの預かり頭数の合計は犬 6 頭、猫 4 頭でした（表 2-1-6）。

表 2-1-6

	預かり頭数						
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
犬	0	5	0	1	0	0	0
猫	0	4	0	0	0	0	0

(ケ) 新しい飼い主への譲渡

a. 返還・所有権放棄

熊本市では、放浪・負傷動物として行政が保護した飼い主不明のペット（犬 233 頭、猫 242 頭；通常捕獲も含む）のうち、犬 165 頭、猫 6 頭については元の飼い主が見つかり、これらについては全て返還することができました。

また、飼い主から一時預かりを行っていたペット（犬 6 頭、猫 4 頭）については、全てが飼い主に返されました。熊本市では、長期預かりが必要な場合には、その後に設置された熊本地震ペット救護本部を紹介していました。

b. 譲渡

収容後 2 週間経過しても元の飼い主が現れず飼い主が判明しなかったペットのうち、犬 62 頭、猫 221 頭については譲渡対象とし、そのうち犬 36 頭、猫 102 頭が新たな飼い主に譲渡されました。熊本市では、譲渡を促進するために、休日に譲渡会を開催したほか、ホームページに掲載し、新たな飼い主を広く探す工夫をしていました。しかし、飼い主への返還や譲渡をすることができなかった犬 19 頭、猫 59 頭については、永続収容の措置が取られました。

なお、譲渡にあたって熊本市動物愛護センターでは、譲渡前講習会の受講、譲渡後に元の飼い主が現れた場合の双方協議とセンターへの報告等を行うことを条件としていました。

(コ) 所有者明示等の実施状況

熊本市動物愛護センターに保護収容されたペットのうち、首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ装着等、何らかの所有者明示等がなされていたペットは犬 155 頭、猫 8 頭でした（表 2-1-7）。そのうち犬 124 頭、猫 3 頭の飼い主が判明しました（表 2-1-8）。

表 2-1-7 所有者明示が装着されていたペットの頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	140 頭	1 頭	0 頭	10 頭	4 頭
猫	8 頭	0 頭			0 頭

表 2-1-8 所有者明示を行っていたことにより、飼い主が判明した頭数

	首輪のみ (迷子札なし)	迷子札 (迷子札付き首輪)	鑑札	注射済票	マイクロチップ
犬	109 頭	1 頭	0 頭	10 頭	4 頭
猫	3 頭	0 頭			0 頭

(サ) ボランティアの活動状況

熊本市は、熊本市動物愛護推進員に避難所の状況確認の協力を依頼しました。熊本市動物愛護推進員の役割は、可能な範囲で避難所を回ってペットの飼養状況等を確認し、その内容を動物愛護センターと推進員にメールで報告するというものでした。のべ 25 名の推進員が活動に参加しましたが、推進員自身も被災者であったため活動が困難な面もありました。

(シ) 支援物資の受入れ、提供体制

発災当初は、全国から送られてくる支援物資を主に熊本市動物愛護センターで受け入れ、センターに取りに来てもらえるよう TV 等で情報提供し、受け渡しを行っていました。また、動物愛護推進員が避難所等での避難者に直接配布を行いました。避難所体制が落ち着いた後は、物資の拠点施設に物資を移し、避難所からの要望に応じて必要数を配送しました。

環境省からはケージの支援を受け、必要とする被災者に提供しました。仮設住宅については、熊本市動物愛護センター職員と動物愛護推進員が中心となり物資の配布等を実施しました。

支援物資のうち、フード、ペットシート、ウェットシート、キャリー、ケージ、首輪、リード等や、水、ウェットタオル、ウェットシート、オムツ（車中泊）の需要が多くありました。一方、夏場の暑さ対策グッズ、猫の 2 段ケージは不足していました。

(ス) 資金の確保、義援金の募集、配布

熊本市では、特に動物救護に関する資金の調達は行っていませんでした。

(セ) 広報・普及啓発活動

熊本市では、避難所においてポスター・チラシを用いて避難者に対し動物救護に関する広報・普及啓発活動を行ったほか、仮設住宅ではペット飼養世帯にチラシのポスティングを行いました。

(ソ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

熊本市では、環境省が平成 25 年 6 月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に基づきガイドラインを活用した動物救護対策を行いました。ガイドラインでは、過去の震災における事例（避難所での対応等）について写真を使った紹介がされており、同行避難された方等への説明の際に役立った一方で、車中泊や軒先避難者のペット飼養状況把握に苦慮したため、何か良い対応方法があれば内容を盛り込んでほしいとの意見がありました。

(タ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本市では、熊本地震での経験を踏まえて、物資の備蓄について検討している他、動物救護活動での課題となった点についても体制作りや対応について検討しているところです。

動物救護活動全体について ～熊本市からのコメント～

<特に効果的だった点>

センター保護動物（被災前保護分）の広域譲渡。

<特に対応に苦労した点>

車中泊や軒先避難等している避難者のペット飼養状況の把握が困難だった。

ペットの同行避難と同伴避難の違いの周知が困難だった。

<今後特に必要と考える点>

人の避難訓練の際、ペットの同行避難も必要。

(2) その他の市町村における動物救護活動

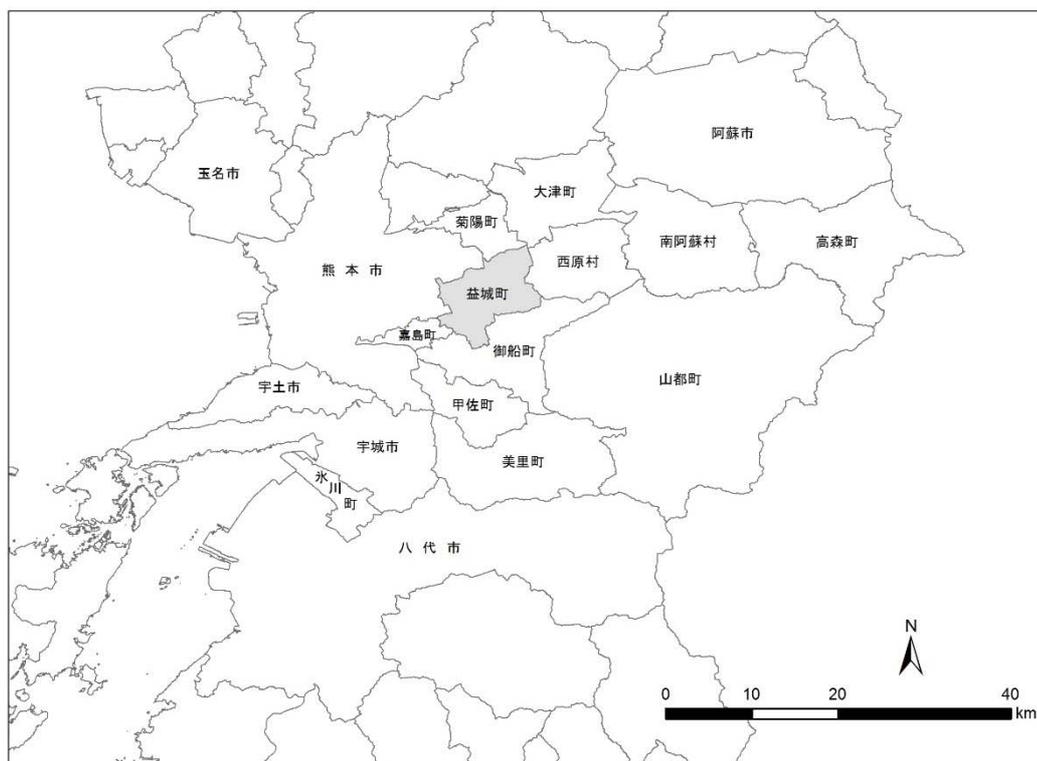
本項は、環境省が地方自治体及び地方獣医師会等を対象に実施した熊本地震における被災動物救護活動に関するアンケートとヒアリングの回答結果を基に、県と政令市以外の市町村ごとに、動物救護に関する取組内容をまとめたものです。また、アンケートは平成28年10月末時点の情報を記入する形式としましたが、その後、新たな情報提供があった場合には新しい情報を追加しました。

なお、内容別に参照する際の利便性を考慮し、いずれの自治体についても項目記号と項目名を以下の(ア)～(カ)に統一しています。ただし、一部の質問については回答が得られなかった自治体もあることから、必ずしも項目名にある内容が全て本文に記されていない場合や、項目記号が連続していない場合があります。

《本項の項目》

- (ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況
 - (イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況
 - (ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況
 - (エ) 広報・普及啓発活動
 - (オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用
 - (カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況
- 動物救護活動全体について ～各自治体からのコメント～

① 益城町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

益城町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

益城町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

益城町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、他の避難者に対する配慮を理由に避難所の運営が落ち着いた後は、原則ペットは外での飼養を条件としてペット同行避難者の受入れを行っていました。

益城町では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、避難所の敷地内に一時預かり施設を設置した他、NPOによる動物飼養相談の実施やペットフードなどの消耗品等の物資の配布を行いました。多頭飼育の避難者に対しては、迷子札の配布を徹底した他、食欲がないペットの食欲を出させるアドバイスやペットのストレスケア、飼養者マナーの説明などを個別に行いました。益城町総合体育館避難所に設置された一時預かり施設「ワンニャンハウス」では、のべ43世帯から犬38頭、猫19頭のペットの預かりを受けたことが分かっています。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも複数報告されました（表2-2-1）。

表 2-2-1 益城町の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	犬に熱中症の症状があり、元気がないとの相談	体を冷やすため冷却スプレーを手足肉球、腹部を中心に全体に吹きかけ体温を下げ、スポーツドリンクを飲ませる
事例 2	食欲がまったくなく日に日に元気がなくなっているとの相談	AD 缶を食べさせるが興味を持たない為、上顎に AD 缶を塗り込み食べることを思い出させ食欲を出させる
事例 3	ストレスのためか犬が吠えるようになった	ストレスが原因であるので、散歩量が足りていないと判断、外での運動をしっかりとるようにアドバイスをする
事例 4	体育館内で犬がマーキングをする事で、飼養者以外の方からの尿臭クレームが出るようになった	飼養者に体育館内で動物の歩行（散歩）を禁止させスペース以外に出す際は抱きかかえるよう徹底させた
事例 5	避難所に連れてきた犬を他県の愛護団体に預けたが、連れて来て貰えないと相談を受ける	連絡はつくものの連れては来られないといわれているので、許すならば迎えに行くことを進め、迎えに行かせた
事例 6	体育館内での動物飼養者に対して、面会しての指導を日中から夜間の時間へと移行したが、動物飼養者と面会できない場合があった	ゴールデンウィークの 5/5 に管内飼養者並びにテント利用者向けの飼養マナー教室を実施した
事例 7	体育館内における動物同行避難を、環境衛生面から、5/16 からは別居避難とすることが益城町発表される	説明会を開き飼養者全員に理解を求めた
事例 8	ワンちゃんハウス利用者による飼養や施設利用ルールがなく、特に深夜の不審者トラブルが懸念される	ワンちゃんハウス利用者による犬猫家族会を 5/23 に設置し会長 1 名、舎長 3 名の選出からハウス利用ルールの徹底と、避難所公園内の利用マナーを決定

(エ) 広報・普及啓発活動

益城町では、避難所における適正なペットの飼養管理等について、ポスターやチラシを避難所内に掲示する形で被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。また、避難所以外への被災者への広報・普及啓発にはインターネットを活用していました。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

益城町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、益城町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

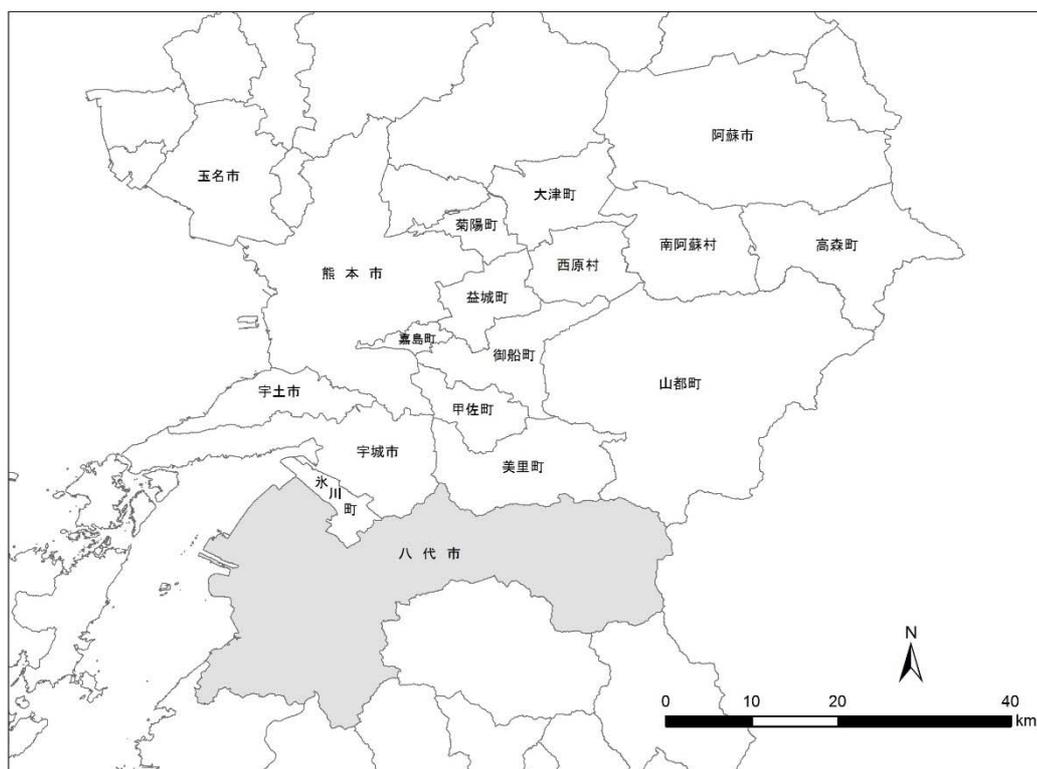
動物救護活動全体について ～益城町からのコメント～

<今後必要と考える点>

被災現場の現状を確認するために動ける自治会の会長、総代、民生員や今は組織にない飼主の会の会長などで避難所のすみ分けができれば最良だと思います。その後、地域の専門性のある指定団体を選定して置き、災害発生後 24 時間以内に避難所サポートに入り、現場状況を集約する現地動物救護本部を即座に立ち上げ情報の集約を行い、被災状況「大規模災害」「中規模災害」「局所災害」の3段階程度、季節対応、「冬春、秋冬期」「春夏、夏秋期」の2種類、計6パターンと災害地の特色を踏まえたマニュアルを準備していれば即座に対応できると思います。

机上の会議やマニュアルだけでなく、平常時の避難訓練の際にペット同行避難訓練を導入すれば、レベルの高い避難が可能になります。

② 八代市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

八代市では、災害に備えて避難所におけるペットの受入れに関して「市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。」という方針を定めていました。

一方、避難所・仮設住宅の運営におけるペットに関するルールや注意事項は特に定めていませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

八代市では、地域防災計画において「避難所において愛玩動物のためのスペース確保に努めること」、「仮設住宅でのペットの受入れに関して、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること」の記述がされています。

一方、平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載等はされていませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

八代市では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、ペット同伴での避難スペースを確保できなかったため、避難所内ではペットは屋根のある屋外（玄関等）をペットの避難所とすることを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

八代市では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、避難所のそばに動物専用スペースを設置しました。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表 2-2-2）。

表 2-2-2 八代市の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	同伴避難ができない旨の連絡を行っていたが、避難所室内にペットを持ち込まれ、他の避難者から苦情が出た。	ペットを屋外専用スペースへ移動してもらおうよう要請した。

(エ) 広報・普及啓発活動

八代市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

八代市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、八代市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。



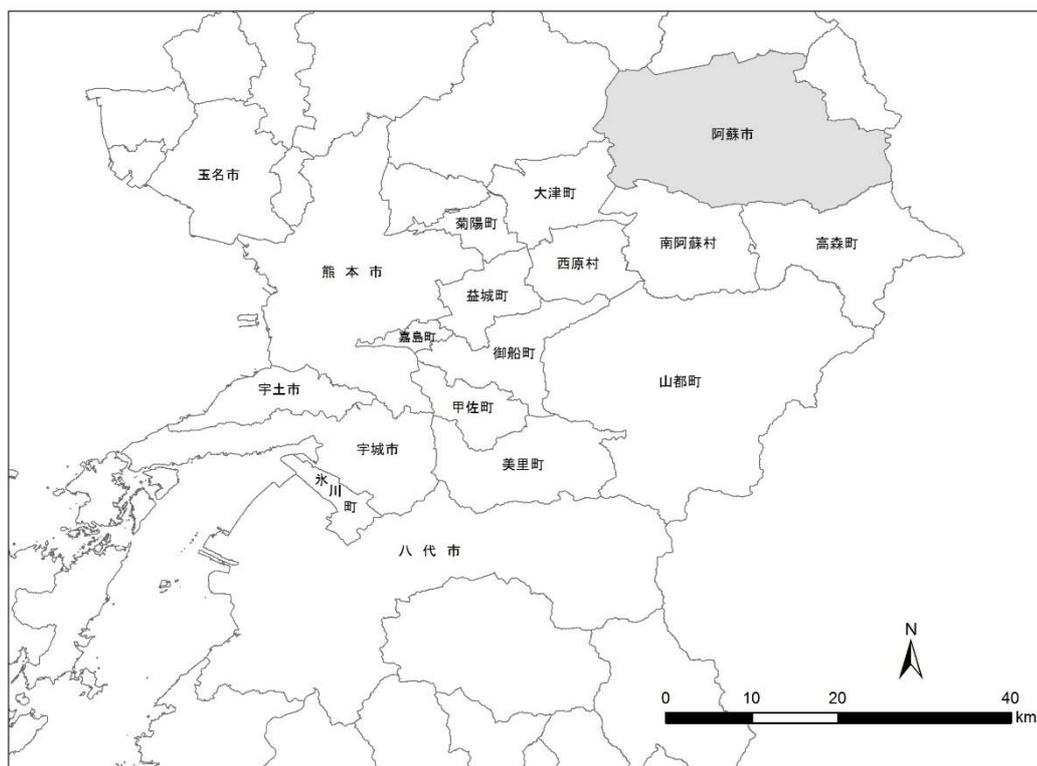
脱落した歩道橋階段



亀裂が入った運動場

[写真提供：八代市]

③ 阿蘇市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

阿蘇市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

阿蘇市では、地域防災計画において避難所でのペットの受入れについて、「必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めること」と定めていました。一方、仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

阿蘇市では、同行避難について特に検討は行っておらず、避難所における受入れに際して条件なども定めていませんでした。熊本地震では、避難所となった阿蘇市阿蘇体育館に犬 2 頭の同行避難を受け入れたことが分かっていますが、避難所でのペットに関するトラブルは報

告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

阿蘇市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

阿蘇市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等は作成されていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、阿蘇市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットが避難できる場所の特定の検討を行っています。



阿蘇神社被災状況



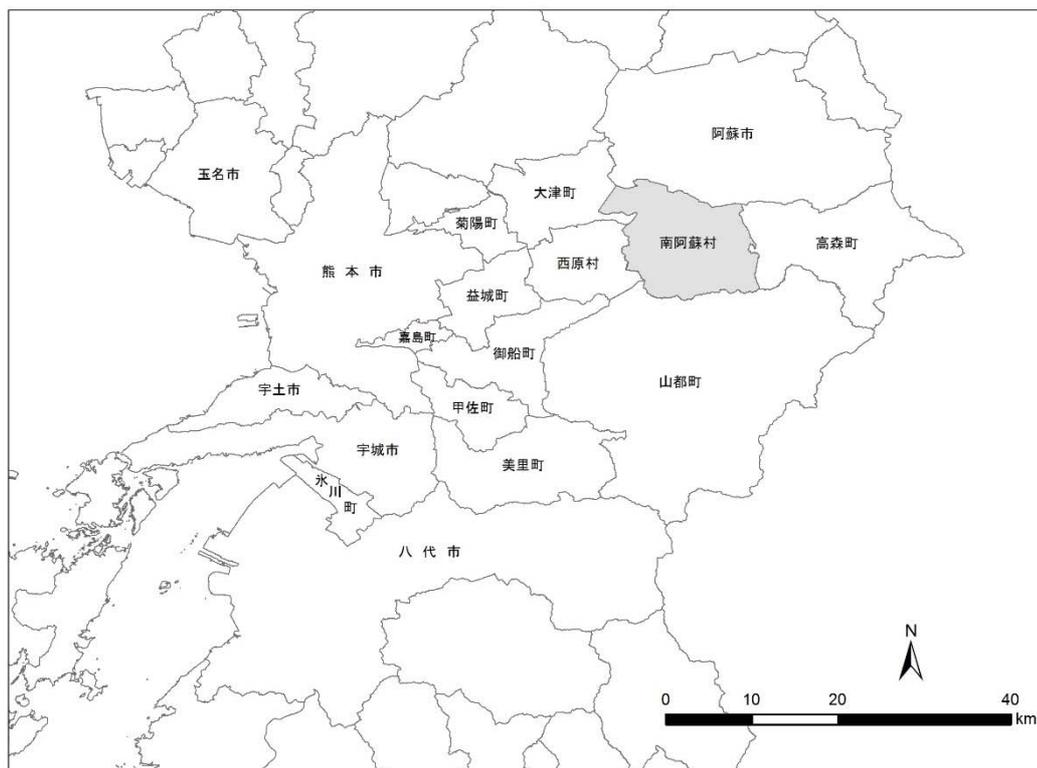
阿蘇市で確認された地割れの状況



道路の崩落の状況

[写真提供：阿蘇市]

④ 南阿蘇村



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

南阿蘇村では、災害に備えてペットの受入れに関して「家族動物との同行避難及び避難所での飼養の準備を行うこと」という方針を定めていました。一方、避難所・仮設住宅の運営においてペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

南阿蘇村では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

南阿蘇村では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所における受入れに際しては飼養していない避難者とのトラブルを避けるためルールを定めてペットの受入れを行っていました。南阿蘇村では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、動物飼養者とそうでない人の居住空間を分けていました。南阿蘇村の避難所では、のべ犬 29 頭、猫 8 頭、その他の動物 2 頭を受けたことが分かっています。

一方で、避難所におけるペットに関するトラブルも報告されました（表 2-2-3）。

表 2-2-3 南阿蘇村の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	最も大きな避難所でノロウイルスが発生した。	同行避難者を隔離せざるを得なかった。
事例 2	動物を飼っている避難者と飼っていない避難者のトラブルが増加した。	同行避難者を隔離せざるを得なかった。
事例 3	1 次避難所を閉鎖するために 2 次避難所（宿泊施設等）に移動してもらったが地区内で動物を受け入れる施設がなかった。	地区外の施設にお願いした。

(エ) 広報・普及啓発活動

南阿蘇村では、避難所における適正なペットの飼養管理等について、ポスターやチラシを避難所内に掲示する形で被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。ポスター掲示などについてはボランティアの方をお願いしていました。一方で、動物を飼っていない人に避難所でのペットの飼養を理解してもらうことに苦労したことが分かっています。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

南阿蘇村では、熊本地震以前の段階では「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していませんでしたが、仮設住宅での住民説明会において、同ガイドラインを基に、同行避難が必要であることを、ペットを飼っていない人向けに説明する際に役立てました。

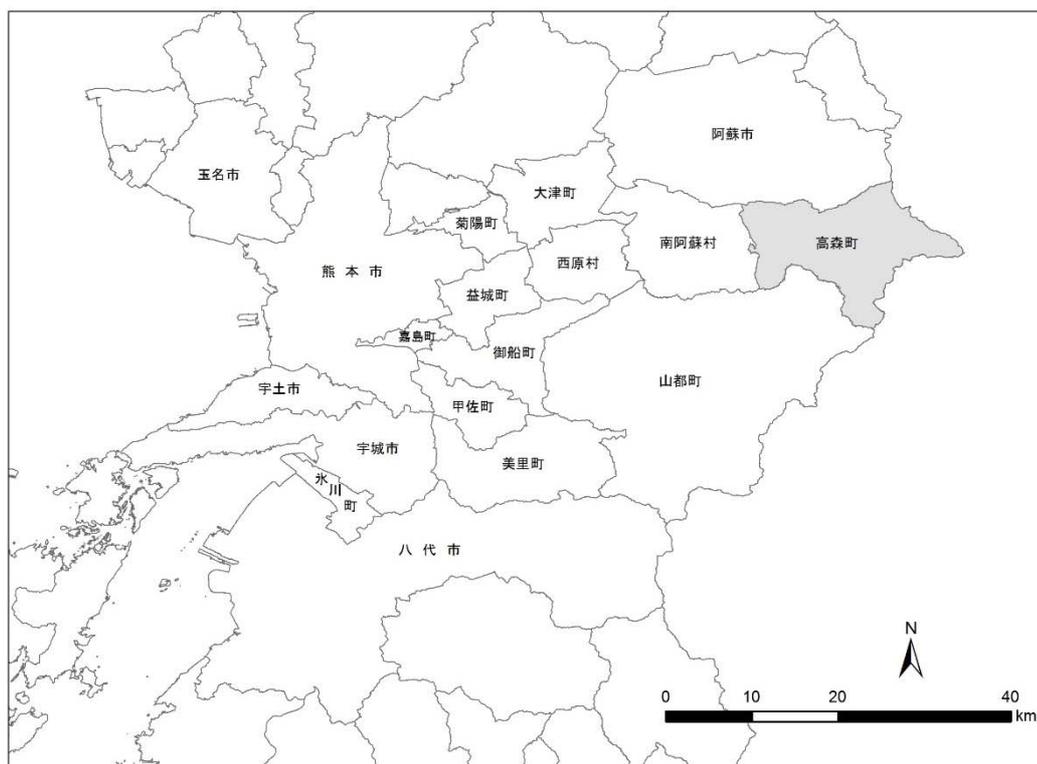
(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、南阿蘇村では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。



南阿蘇村の避難所の様子

⑤ 高森町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

高森町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

高森町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

高森町では、同行避難について特に検討は行っておらず、ペットの受入れに関するルールは定めていませんでした。

高森町の避難所では、被災者がペットを飼養するための配慮として、隣接するグラウンドを開放し、犬の散歩などに自由に使用できるようにしました。避難所となった草部総合センターでは、犬3頭を受け入れたことが分かっています。

高森町では、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

高森町では、適正なペットの飼養管理等について、ポスター掲示やインターネット以外の方法を利用して被災者への広報・普及啓発活動を行っていました。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

高森町では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、高森町では啓発を含めたリーフレットの作成を検討しています。

(エ) 広報・普及啓発活動

玉名市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

玉名市では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成もされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、玉名市ではペットの受入れ可能な避難所の選定とペットについてのマニュアルの検討を進めています。

動物救護活動全体について ～玉名市からのコメント～

<今後必要と考える点>

ペットの連れ込み可能な避難所準備。

NPO法人との連携。



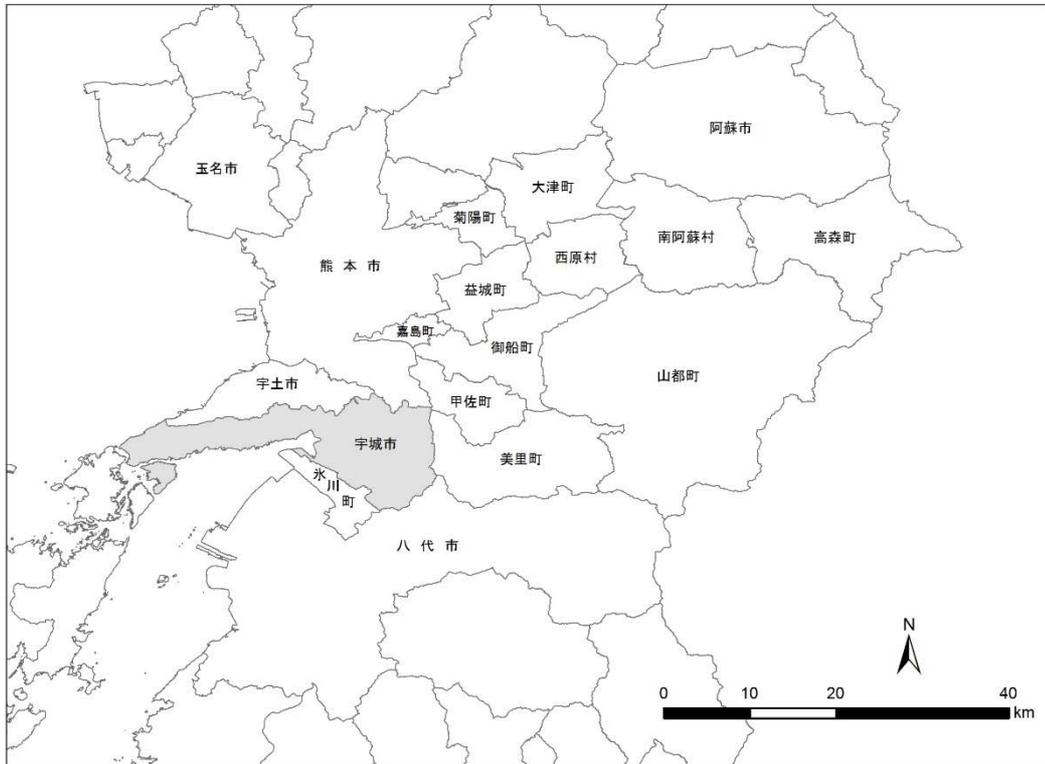
梅林天満宮_破損した鳥居の額と貫部分



玉名市福福祉センター避難者

[写真提供：玉名市]

⑦ 宇城市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

宇城市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

宇城市では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

宇城市では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所における受入れに際してはルールを定めていました。具体的には、避難所内にペットを受け入れる場所を確保できないことを理由として、避難所でのペットの受入れは行いませんでした。そのため、宇城市内でペットを受け入れた避難所はありませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

宇城市では、避難所でのペットの受入れを行わなかったためペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

宇城市では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

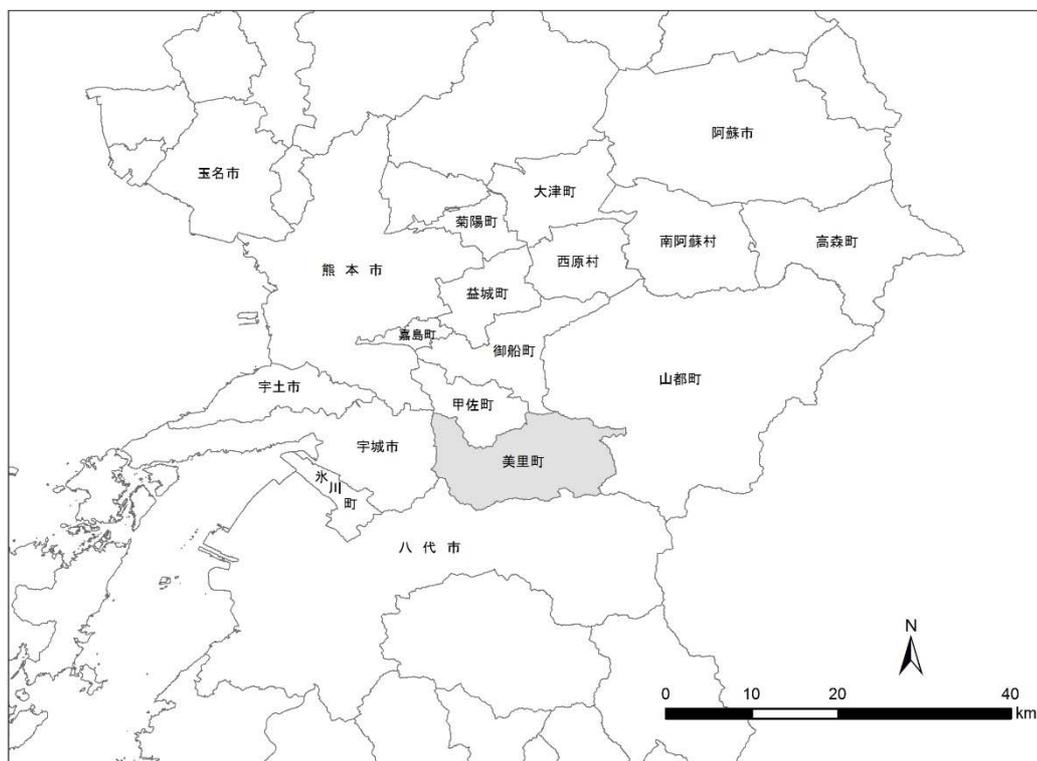
熊本地震を踏まえ、宇城市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、避難時におけるペットの同行避難に関し、ガイドラインに基づく内容追加と避難所におけるペットの管理等の内容追加を検討しています。

動物救護活動全体について ～宇城市からのコメント～

<今後必要と考える点>

ペットを受け入れる場所の確保。

⑧ 美里町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

美里町では、災害に備えて避難所でのペットの受入れに関して「庁舎の避難所においては、登録及び狂犬病予防注射をした犬のみ受入れ、それ以外の避難所では受入れはしない」という方針を定めていました。また、仮設住宅においては室内飼養を原則として定めていました。仮設住宅の運営においてはペット飼養者と非飼養者が共に快適に暮らせるようにペット飼養に関するルールや注意事項を設けていました。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

美里町では、地域防災計画において砥用庁舎（美里町庁舎）でのみペットの受入れを可能とすることを定めていました。一方、平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記述はありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

美里町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、万が一、人に噛みついてしまった時の安全のために理由として、登録と狂犬病予防注射がされている犬であることを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

美里町の避難所でのペットの受入れ状況の内訳については分かっていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

美里町では、避難所における適正なペットの飼養管理等について被災者への広報・普及啓発は行っていませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

美里町では、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成もされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

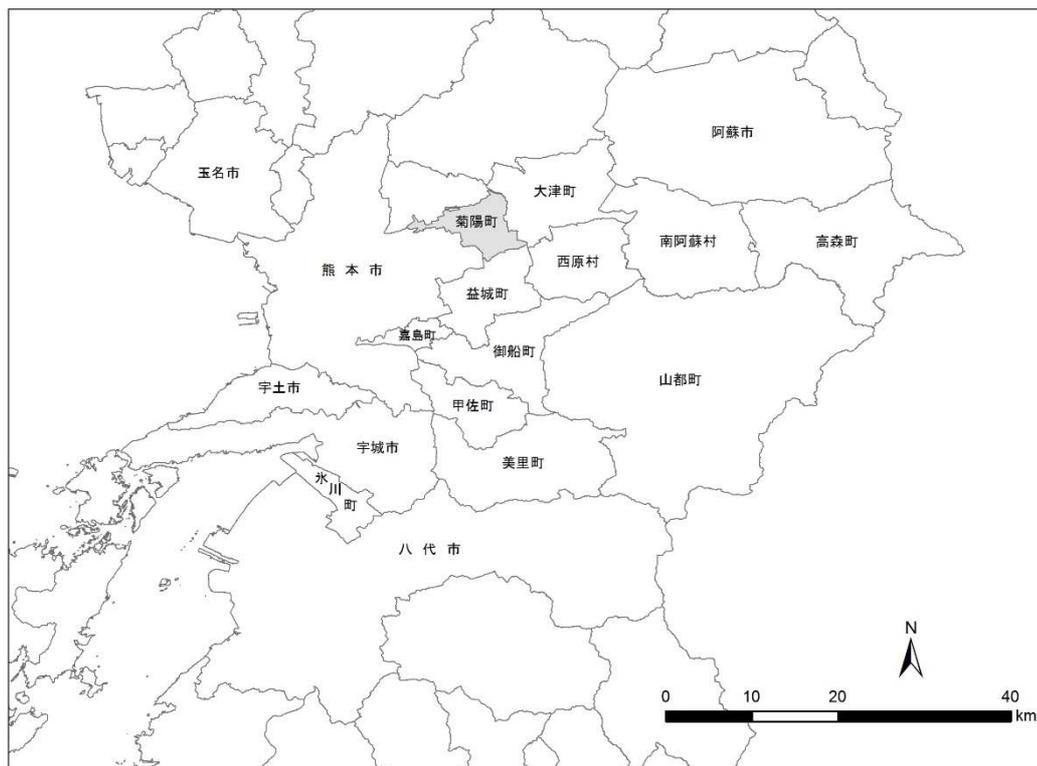
熊本地震を踏まえ、美里町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

動物救護活動全体について ～美里町からのコメント～

<今後必要と考える点>

マニュアル等に記載してある事項を活用することによって、よりスムーズな広報ができるようになる。

⑨ 菊陽町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

菊陽町では、災害に備えてペットの受入れに関して「避難所ではトラブル防止のため避難所建物内にペットは入れない」、「仮設住宅においては室内飼いに限りペットの飼養を受け入れる」という方針を定めていました。一方、避難所・仮設住宅の運営においてペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

菊陽町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

菊陽町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、ペットは外や車内で飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、鳴き声や臭い、アレルギーなどで他の避難者にストレスを与えることを理由として、建物内にはペットを入れないことを条件として同行避難者の受入れを行っていました。

菊陽町では、避難所で被災者がペットを飼養するための配慮として、犬猫用の餌やおむつの配布を行いました。菊陽町の避難所のペット受入れ頭数については把握できていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルが報告されています（表 2-2-4）。

表 2-2-4 菊陽町の避難所におけるペットに関するトラブルと対応事例

	内容	対処
事例 1	職員の注意を無視し、避難所内に犬を連れ込んだ人がいた。犬は無駄吠えをしたり、走り回ったりし、他の避難者に過度なストレスを与えた。	犬だけ別室に移動した。 別室は床や壁などがボロボロになった。
事例 2	事例 1 の様に、職員や避難者の声を無視し、犬や猫を避難所内に連れ込んだケースが数件あり。他人の動物と同じ空間で生活することを嫌がる声が多く聞かれた。	特になし。

(エ) 広報・普及啓発活動

菊陽町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

菊陽町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、菊陽町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31

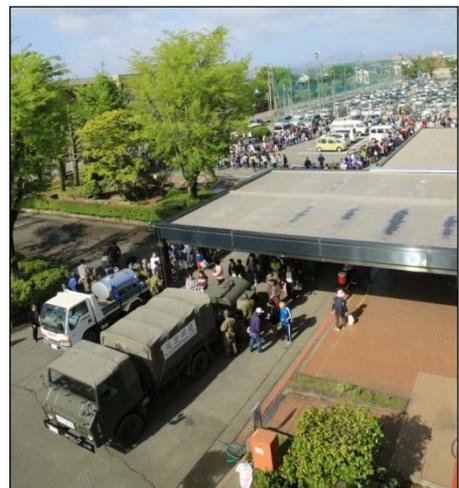
日) ではありません。



倒壊した家屋



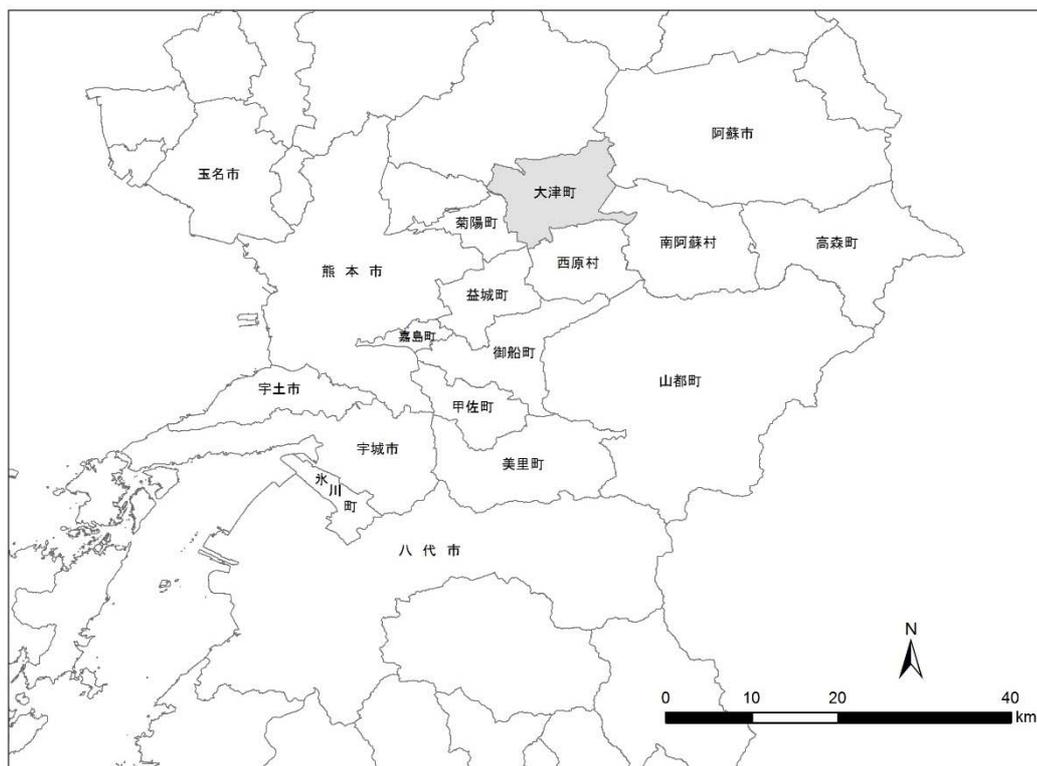
発災直後の役場の状況



自衛隊による支援

[写真提供：菊陽町]

⑩ 大津町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

大津町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

大津町では、地域防災計画において避難所でのペットの受入れについて定めていませんでした。また、仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載も特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

大津町では、同行避難について、ペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するという方針でしたが、避難所における受入れに際して条件などは定めていませんでした。大津町の避難所での同行避難の受入れ状況についての詳細は分かっていませんが、避難所におけるペットに関するトラブルは報告されませんでした。

(エ) 広報・普及啓発活動

大津町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

大津町では、熊本地震以前に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等も作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

大津町では、熊本地震を踏まえた地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等でのペットに関する記載内容の追加や見直しを行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）では立っていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

甲佐町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

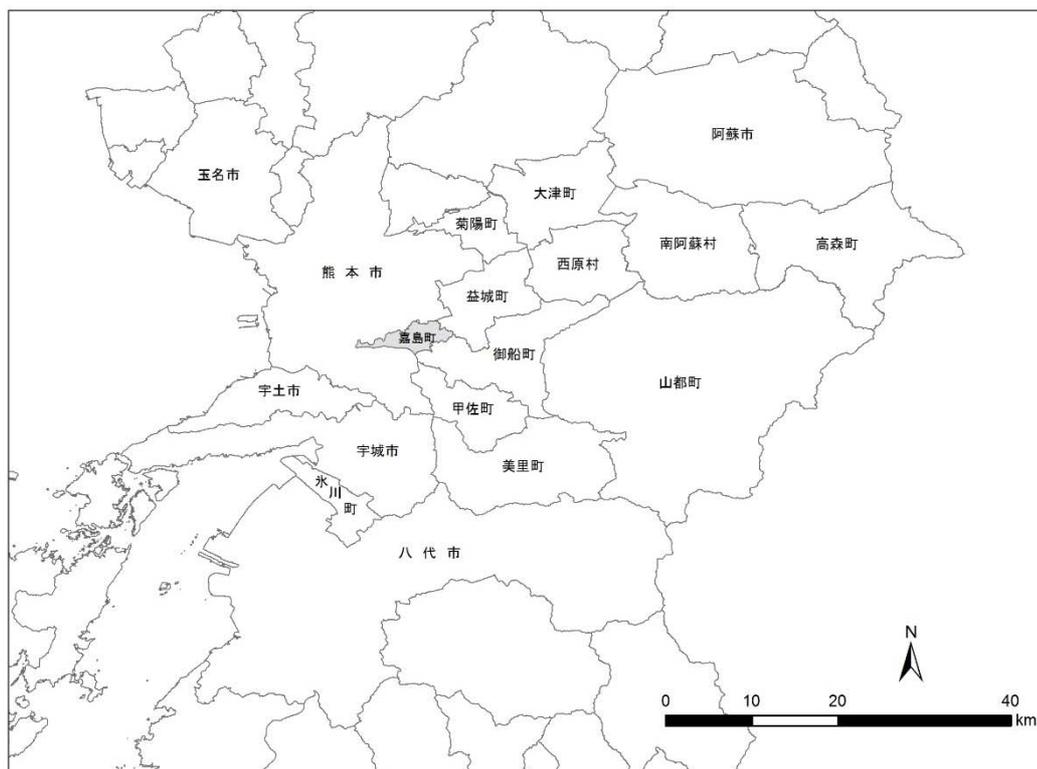
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

甲佐町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、甲佐町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

⑫ 嘉島町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

嘉島町では、災害に備えてペットの受入れに関する方針を定めており、仮設住宅において申し込み時にペットの有無を確認し、鍵渡し時に各々説明することを定めていました。また、避難所・仮設住宅の運営管理に関するマニュアル等においては室内でゲージに入れて飼養することを定めていました。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

嘉島町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

嘉島町では、同行避難についてペットと一緒に避難し、避難後も常に飼い主と同じスペースで飼養管理するという理解の下、避難所における受入れルールを定めていました。具体的には、他人に迷惑がかからないようにするため、室内でゲージに入れて飼うように同行避難者に指導してペットの受入れを行っていました。

嘉島町の避難所でのペット受入れ頭数は把握できていませんが、嘉島町では避難所におけるペットに関するトラブルは報告されていません。また、嘉島町の 11 の仮設住宅では、のべ犬 20 頭、猫 13 頭のペットを受けたことが分かっています。

(エ) 広報・普及啓発活動

嘉島町では、避難所や管轄地域全域における適正なペットの飼養管理等について、保健所と現場で指導を行っていました。

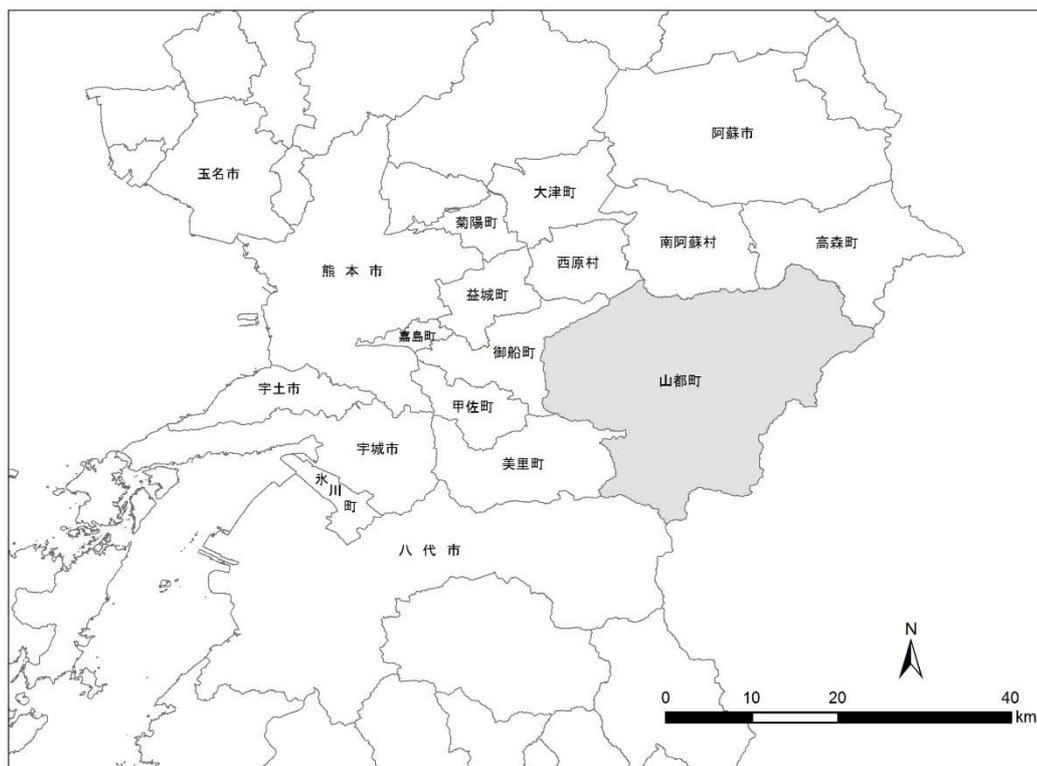
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

嘉島町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、嘉島町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

⑬ 山都町



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

山都町では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

山都町では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

山都町では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、避難所におけるペットの受入れに際してはルールを定めていました。具体的には、アレルギー等の心配を理由として、避難所室内へのペットの連れ込みを禁止していました。

山都町の避難所でのペット受入れ頭数は把握できていませんが、山都町では避難所におけ

るペットに関するトラブルは報告されていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

山都町における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

山都町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、山都町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。

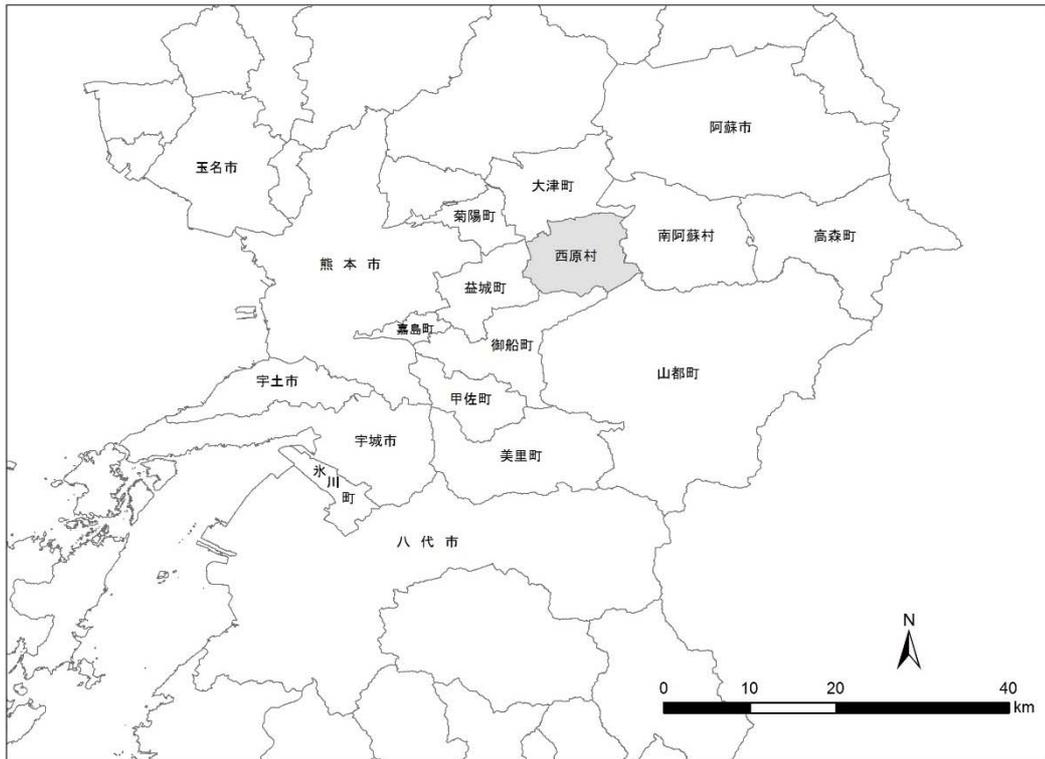
動物救護活動全体について ～山都町からのコメント～

<今後必要と考える点>

現状としては、避難所・仮設住宅へのペットの連れ込みを禁止しているのみである。本町では、今回の震災による被害は比較的に少なく、ペットの同行避難に関して大きな支障はなかったが、ペットを連れた避難者を受け入れる基本的な体制について検討しておく必要がある。

また、地域が管理する施設（公民館など）へのペット同行避難も想定されるため、広報・普及啓発が必要だと思われる。

⑭ 西原村



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

西原村では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

西原村では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

西原村では、同行避難について特に検討は行っていませんでしたが、同行避難はペットと一緒に避難し、避難後は避難先の施設のルールに従い飼養管理するものという理解の下、受入れ方針を定めていました。実際の避難所でのペット同行避難者の受入れ状況については把握できていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

西原村では、避難所でのペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

西原村では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、西原村では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、同行避難や避難所と仮設住宅におけるペットの取り扱いについて内容追加を検討しています。

この問い合わせを受け、避難所から少し離れた役場の1室をペット同伴用に開放する準備をしていたことも分かっています。

(エ) 広報・普及啓発活動

御船町では、避難所でのペットの受入れを行わなかったためペットを飼養している被災者を対象とした広報・普及啓発は行われませんでした。

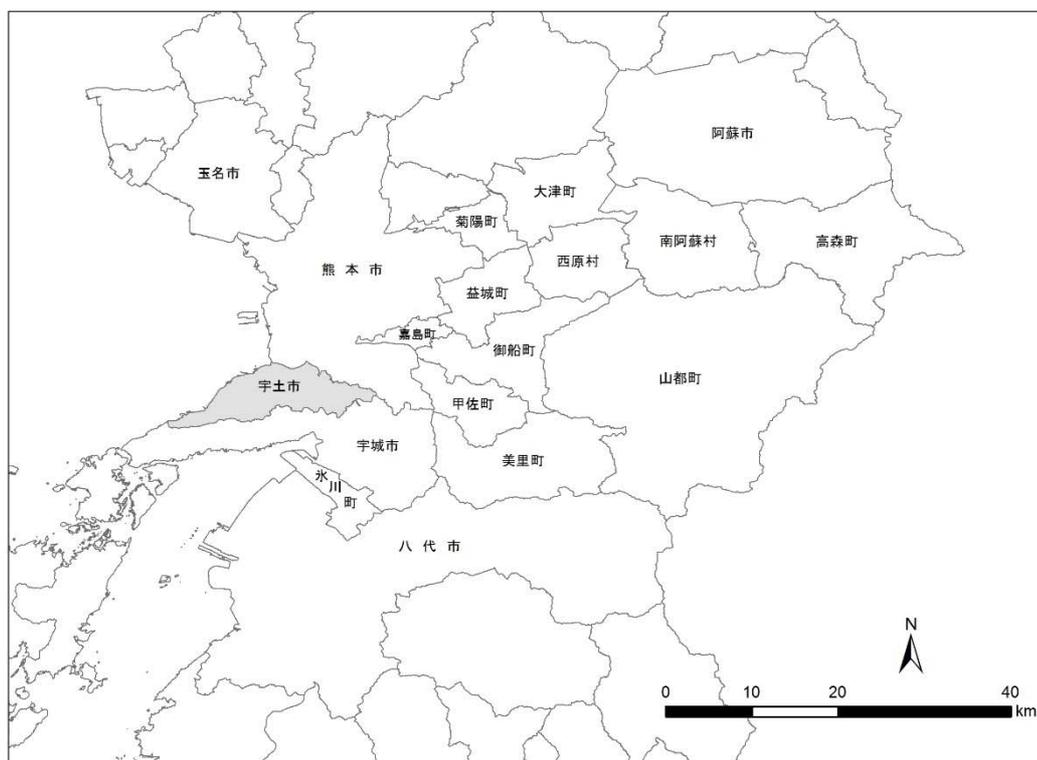
(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

御船町では、熊本地震以前から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容を把握していましたが、同ガイドラインを基にした行動計画等の作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、御船町では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、避難所や仮設住宅等でのペット対応についての内容追加を検討しています。

⑯ 宇土市



(ア) 災害に備えた動物救護体制の整備状況

宇土市では、災害に備えたペットの受入れに関する方針を定めていませんでした。また、避難所・仮設住宅の運営においてもペットに関するルールや注意事項は特にありませんでした。

(イ) 地域防災計画における動物対策の記載状況

宇土市では、地域防災計画において避難所・仮設住宅でのペットの受入れに関する記述や平常時からの飼い主の責任・役割に関する記載、避難訓練におけるペットの同行避難に関する記載は特にありませんでした。

(ウ) 避難所におけるペットの受入れ状況

宇土市では、同行避難について特に検討は行っておらず、避難所での同行避難者の受入れ方針についても特に考えられていませんでした。

宇土市の避難所での同行避難の受入れ状況についての詳細は分かっていません。

(エ) 広報・普及啓発活動

宇土市における広報・普及啓発活動についての情報は得ることができませんでした。

(オ) 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の活用

宇土市では、熊本地震以前に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の内容は把握しておらず、同ガイドラインを基にした行動計画等も作成はされていませんでした。

(カ) 熊本地震を踏まえた見直し状況

熊本地震を踏まえ、宇土市では地域防災計画や避難所・仮設住宅に関するマニュアル等において、ペットに関する記載内容の見直しや追加を行う予定は現時点（平成 28 年 10 月 31 日）ではありません。